

令和4年2月17日

第454回白石市議会定例会議案

目 次

第 1 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 19 号） （令和 3 年度白石市一般会計補正予算）	・ ・ ・ 1
第 2 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号） （令和 3 年度白石市一般会計補正予算）	・ ・ ・ 2
第 3 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	・ ・ ・ 3
第 4 号議案	白石市と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会等の 事務の委託の廃止について	・ ・ ・ 6
第 5 号議案	白石市個人情報保護条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 7
第 6 号議案	白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 9
第 7 号議案	白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 11
第 8 号議案	白石市消防団員に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 14
第 9 号議案	白石市グラウンド・ゴルフ場条例	・ ・ ・ 18
第 10 号議案	白石市介護保険条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 23
第 11 号議案	白石市道路線の廃止について	・ ・ ・ 25
第 12 号議案	白石市道路線の認定について	・ ・ ・ 27

第 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年度白石市一般会計補正予算（専決第 19 号）

（令和 3 年 12 月 20 日専決）

令和 4 年 2 月 17 日

白石市長 山 田 裕 一

第 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年度白石市一般会計補正予算（専決第 1 号）

（令和 4 年 1 月 5 日専決）

令和 4 年 2 月 17 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 号議案

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

不忘辺地及び三住辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 17 日

白石市長 山 田 裕 一

総合整備計画書

宮城県白石市 不忘辺地
(辺地の人口 89人、面積 4.6k㎡)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称：福岡八宮字不忘山、川原子、垂清日向

(2) 地域の中心の位置：白石市福岡八宮字不忘山114-13

(3) 辺地度点数：212点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は南蔵王東部中腹に位置し、酪農を中心とした開拓農家の点在する地域であり、地域内に主たる公共施設はない。

当該市道は、地域の中心から他地域へ往来するため常時生活道路として利用されているが、舗装面に亀裂が多く、車両の走行性能が低下し危険度が増大していることから、交通車両の安全を確保するため整備を行う必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和6年度まで3年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
道路及び 渡船施設	白石市	60,000		60,000	60,000
合 計					

総合整備計画書

宮城県白石市 三住辺地
(辺地の人口 154人、面積 7.5 km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称：福岡深谷字三住、出口、大日向、二ノ萱、子バリ木、出合森、即安、金成沢落合、金成山、河童屋敷、下駄小屋沢、山神堂峯

(2) 地域の中心の位置：白石市福岡深谷字三住33-2

(3) 辺地度点数：210点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は南蔵王東部中腹に位置し、酪農を中心とした開拓農家の点在する地域であり、地域内に主たる公共施設はない。

当該市道は、地域の中心から他地域へ往来するため常時生活道路として利用されているが、舗装面に亀裂が多く、車両の走行性能が低下し危険度が増大していることから、交通車両の安全を確保するため整備を行う必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和6年度まで3年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
道路及び 渡船施設	白石市	48,000		48,000	48,000
合 計					

第 4 号議案

白石市と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会等の事務
の委託の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会等の事務の委託を令和 4 年 7 月 31 日限りで廃止することについて同県と協議するため、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 17 日

白石市長 山 田 裕 一

第 5 号議案

白石市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市個人情報保護条例の一部を改正する条例

白石市個人情報保護条例（平成１６年白石市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）第２条第３項」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第２項」に改める。

第３９条第１項第１号中「第５２条第１項」を「第５２条」に改める。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

第 6 号議案

白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の育児休業等に関する条例（平成４年白石市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号ア中（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第１８条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第２１条を第２３条とし、第２０条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第２１条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２ 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第２２条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （１） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （２） 育児休業に関する相談体制の整備
- （３） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

第 7 号議案

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和３０年白石市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第３条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）」に改める。

第５条中「２万２，８００円」を「２２，８００円」に改める。

第５条の２第１号中「第２３条」を「第２３条第１項」に改める。

第６条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第１３条第１項中「同条」を「その減額後」に改める。

第２３条第１項第１号中「法第７０３条の５」を「法第７０３条の５第１項」に改め、同項第２号中「法第７０３条の５」を「法第７０３条の５第１項」に、「２８万５，０００円」を「２８５，０００円」に改め、同項第３号中「法第７０３条の５」を「法第７０３条の５第１項」に改め、同条第２項を次のように改める。

２ 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア 前項第１号アに規定する金額を減額した世帯 ３，４２０円

イ 前項第２号アに規定する金額を減額した世帯 ５，７００円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9, 120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11, 400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 080円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 800円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 600円

第23条の2中「前条」を「前条第1項」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 8 号議案

白石市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

白石市消防団員に関する条例（昭和２９年白石市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「７００人」を「６００人」に改める。

第１２条を次のように改める。

（報酬）

第１２条 団員に対し、その役職に応じ、年額報酬を支給する。

２ 職務上特別な技術又は技能を要する団員に対し、次に掲げる特別報酬を支給する。

（１） 技術報酬（動力ポンプ及び積載自動車の機関員（班長が兼ねるものとし、動力ポンプ及び積載自動車１台につき１名とする。）たる団員に対し支給する報酬をいう。）

（２） 技能報酬（ラッパ隊員たる団員に対し支給する報酬をいう。）

３ 火災、水害、訓練等の活動に参加した団員に対し、次に掲げる活動報酬を支給する。

（１） 出動報酬（団員が、火災、水害等で出動したときに支給する報酬をいう。）

（２） 警戒報酬（団員が、警戒活動を行ったときに支給する報酬をいう。）

（３） 特別訓練報酬（団員が、白石市春季消防演習、分団主催の秋季消防演習、白石市消防出初式（以下「特別訓練」という。）に参加したときに支給する報酬をいう。）

（４） 訓練報酬（団員が、市又は公的な消防関係機関が主催する訓練（研修、講習演習等を含み、特別訓練は除く。）に参加したときに支給する報酬をいう。）

４ 前３項に規定する報酬の額は、別表第１のとおりとする。

別表第１を次のように改める。

別表第 1 （第 1 2 条関係）

1 年額報酬

役職	支給単位	金額
団長	年額	1 0 8 , 9 0 0 円
副団長	〃	8 4 , 5 0 0 円
分団長	〃	5 1 , 0 0 0 円
副分団長	〃	4 1 , 5 0 0 円
部長	〃	3 7 , 0 0 0 円
班長	〃	3 1 , 0 0 0 円
一般団員	〃	2 8 , 0 0 0 円

2 特別報酬

種別	支給単位	金額
技術報酬	年額	4 , 5 0 0 円
技能報酬	〃	2 , 8 0 0 円

3 活動報酬

種別	支給単位	金額
出勤報酬	1 回	4 , 0 0 0 円
警戒報酬	〃	2 , 8 0 0 円
特別訓練報酬	〃	5 , 3 0 0 円
訓練報酬	〃	4 , 3 0 0 円

備考 この表において「年額」とは、毎年 4 月から翌年 3 月までの期間における報酬の額をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第 1 2 条の規定は、令和 4 年度以後の年度分の報酬から適用し、令和 3 年度分までの報酬及び手当については、なお従前の例による。

第 9 号議案

白石市グラウンド・ゴルフ場条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市グラウンド・ゴルフ場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民に生涯スポーツ施設を提供し、市民の健康の増進と地域の活性化を図るため、グラウンド・ゴルフ場を設置する。

2 グラウンド・ゴルフ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白石市グラウンド・ゴルフ場	白石市大鷹沢大町字若林129番2

(管理)

第3条 グラウンド・ゴルフ場は、白石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。ただし、その管理の全部又は一部を教育委員会が適当と認める団体に委託することができる。

(開場時間)

第4条 グラウンド・ゴルフ場の開場時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

時期	開場時間
1月から6月まで 10月から12月まで	午前9時から午後4時まで
7月から9月まで	午前9時から午後5時まで

(休場日)

第5条 グラウンド・ゴルフ場の休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

- (1) 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは翌平日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用許可)

第6条 グラウンド・ゴルフ場を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、グラウンド・ゴルフ場の管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、グラウンド・ゴルフ場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) グラウンド・ゴルフ場設置の目的に反するとき。

(使用者の遵守事項)

第7条 前条第1項の規定によるグラウンド・ゴルフ場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 施設又は附属設備の現状を変更しないこと。
- (3) 使用目的以外に使用しないこと。
- (4) 他の使用者の迷惑になる行為をしないこと。
- (5) 施設内に危険物を持ち込まないこと。
- (6) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (7) グラウンド・ゴルフ場の使用条件を守ること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指示した事項

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による使用許可後であっても、使用の許可を取消し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の定めに違反したとき。
- (2) 天候の急変、施設の不具合等により、使用者の身体に危険が及ぶ可

能性があるとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が使用の許可を取消し、又は使用を停止する必要があると認めるとき。

(使用料)

第9条 市長は、使用者から、別表に定める額の使用料を徴収する。ただし、小学生未満の使用者については、この限りでない。

- 2 別表に定める障がい者の使用料の区分の適用を受けることができる者は、次の各号に掲げる手帳のいずれかを交付されているものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定による療育手帳

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳

- 3 使用者は、規則で定める方法により使用料を納付しなければならない。

- 4 既に徴収した使用料は返還しない。ただし、市長が必要と認めるときは、規則の定めるところにより使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失によりグラウンド・ゴルフ場の施設、附属設備、器具等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で

定める日から施行する。

別表（第9条関係）

区分		使用料
グラウンド・ゴルフ場の使用	一般	1日につき 300円
	小・中学生	1日につき 200円
	障がい者	1日につき 200円
グラウンド・ゴルフ用品（ステック及びボール）の使用		1日につき 100円

第 1 0 号議案

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

白石市介護保険条例（平成１２年白石市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項及び第３項中「令和３年度」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第４項中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 1 号議案

白石市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止する。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	延 長 (m)	敷地の 幅 員 (m)
８００４７	側道東９号線	白石市越河平字 ソツカ２７番地 の１	白石市越河平字 小路ケ内１０番 地の１	340.00	2.80 ～ 3.60

第 1 2 号議案

白石市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定する。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	延 長 (m)	敷地の 幅 員 (m)
８００４７	側道東９号線	白石市越河平字 内田１番１地先	白石市越河平字 小路ケ内９番１ 地先	377.70	5.00 ～ 6.80